

第4回危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会(DSC4)の結果について

標記会合は、平成11年2月22日から26日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。同小委員会は、船舶により安全に危険物等を運送する方法を定める基準の検討を行っている。我が国からは運輸省関係者等10名からなる代表団が出席した。

1. 主な審議結果

(1) IMDGコードを強制化するためのSOLAS条約附属書第 章等の改正について
危険物の海上運送に関する国際規則である国際海上危険物規程(IMDGコード)については、現在1974年の海上人命安全条約(SOLAS条約)の附属書第 章A部における参照コードであり強制力を有していないため、世界的にIMDGコードへの適合性が低いことが問題視されており、IMDGコードを強制化すべきであるとの国際的な認識から、本コードの強制化が審議され、今回SOLAS条約の附属書第 章の改正案及び強制後の本コードの改正手続き等について審議された。また、第42回海洋環境保護委員会(MEPC42)の指示により、本コードのMARPOL条約附属書「容器に収納された有害物質による汚染の防止」上の強制化についても併せて審議された。

二国間又は他国間の協定により、IMDGコードの要件と異なった要件で運送してよいという規定を、SOLAS 章及びIMDGコードの中に入れるというUN/ECE提案については、我が国をはじめ、ギリシャ、フランス、スペイン等大多数の代表団が当該規定は必要無い旨主張し、承認されなかった。

IMDGコードの規定の履行を確保するために、SOLAS条約 章に新たに「履行のための措置」に関する規則を設けるべきであるとの我が国提案については、韓国及びスペインが我が国提案を支持したが、オランダが附属書第 章の中ではなく、IMDGコードの中に記載してはどうかとの意見を述べたところ、リベリアがこれを支持し、我が国としても実質的に変わりがないことから、当該オランダ案を受け入れることとし、規定の詳細については、E&Tグループで議論されることとなった。

上記検討結果を踏まえ、IMDGコードを強制化するためのSOLAS 章、MARPOL ANNEX 及びAPPENDIXの改正案が承認された。

強制化された後のIMDGコードの将来の改正手続きについて、DSC3W/G議長より、SOLAS第 条の規定に従って改正されるべきものは、SOLAS条約本文と附属書のみであり、コード(強制コードを含む)の改正手続きについては特段の規定がSOLAS条約に明記されていないため、便宜的にSOLAS条約第 章の手続きに従っていただけであるので、IMDGコードのように2年ごとに改正しなければならないコードについては、特段の規定(第 条のpara(b)()の「6ヶ月」及びpara(b)()(2)(bb)の「1年」の記述を、それぞれ、「3ヶ月」及び「6ヶ月」として読み替える規定)を

IMDG コードの定義の中に置くことにより解決できるとの説明があり、フランスがこれを支持したが、サイプラスは、強制コードの改正は厳格に第 4 章の手続きに従うべきであると述べ、リベリアが支持した。

強制コードが第 4 章の手続きに従うべきか否かについては、法律的及び政策的事項であるため、IMO 事務局のリーガルオフィスの意見を基に、MSC71 で審議されることとなった。

(2) MARPOL73/78 附属書 4 の実施

MEPC42 から指示を受けていた、MARPOL 附属書 4 の評価要素として着臭性「T」を残すかどうかについては、ノルウェーが提案文書に基づき「T」を残す必要性について説明し、フィンランドのみが支持したが、事務局より「T」を削除する必要性の文書が提出され、さらに英より、「T」の削除に伴い 25 物質の IMDG コード上の海洋汚染物質から外れるが、これまで「T」が問題となった事故は起きていないこと、輸送モードの整合性の上でも「T」がない方が良いことなど、「T」を削除する必要性が述べられ、我が国の他、英、バハマ、オランダ、米等大多数の代表団が「T」を削除することを支持した。

審議の結果、「T」の削除に関する技術的な観点からのメリット、デメリットを示し、大勢が「T」の削除を支持したことを付して MEPC へ送ることとした。